

マルヨシセンター水田店

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による廃止の届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告する。

平成21年4月20日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	株式会社マルヨシセンター 高松市南新町4番地6	
大規模小売店舗の名称及び所在地	マルヨシセンター水田店 高松市東山崎町411ほか	
大規模小売店舗内の面積の合計	廃止前	1,816 m ²
	廃止後	0 m ²
大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000m ² 以下となる日	平成21年3月8日	

2 届出年月日

平成21年4月13日